

宮崎県総合博物館等警備業務実施要領

1 業務対象箇所

宮崎県総合博物館（以下「博物館」という。）、民家園、宮崎県埋蔵文化財センター分館（以下「センター分館」という。）の各施設及びその敷地

2 業務形態

- (1) 常駐及び巡回警備
- (2) 機械警備（博物館、民家園、センター分館）

3 警備員の勤務形態

- (1) 人員及び配置先
 - 昼間勤務 2 人（博物館警備員室 2 人）
 - 夜間勤務 1 人（博物館警備員室）
- (2) 勤務時間
 - 昼間勤務 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
 - 夜間勤務 午後 5 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まで

4 業務内容

- (1) 常駐及び巡回警備

ア 監視並びに巡回内容

(ア) 開館日

a 昼間勤務

- (a) 1 名は博物館内及び民家園、その周辺を常時巡回し、他の 1 名は設置されている監視モニター（博物館及び民家園）及び機械警備通報装置等により、監視を行う。
- (b) 博物館外の巡回場所は、博物館外周、民家園、センター分館、第 1・第 2 駐車場、職員駐車場、身体障がい者用トイレ等とする。
- (c) 午後 5 時には閉館時の巡回を行い、展示室、ロッカー、その他の施設の安全確認及び民家園の各民家の施錠を行う。
- (d) 警備員室前からの入館者については、外来者名簿に記入させ、入館許可証を交付する。
- (e) 午前 10 時に、民家園の各民家の温度及び湿度の計測を行う。
- (f) 駐車場が混雑する場合は職員の指示により整理し、指定場所以外の駐車には移動等の注意を行う。

b 夜間勤務

- (a) 警備員室において、監視モニター（博物館及び民家園）及び機械警備警報装置等により、監視を行う。
- (b) 夜間巡回は、原則として下記の時間に行う。巡回場所については昼間と同様とする。なお、機械警備のセット時には館内の巡回は要しないが、状況に応じて、適宜巡回を実施する。
午後 6 時 午後 8 時 午後 10 時 午前 6 時
- (c) 民家園の門扉は午後 8 時に施錠し、午前 6 時に解錠する。

(イ) 休館日

a 昼間勤務

- (a) 1 名は博物館内及び民家園、その周辺を常時巡回し、他の 1 名は設置されている監視モニター（博物館及び民家園）及び機械警備通報装置等により、監視を行う。
- (b) 博物館外の巡回場所は、博物館外周、民家園、センター分館、第 1・第 2 駐車場、職員駐車場、身体障がい者用トイレ等とする。
- (c) 職員以外の入館は禁止する。ただし、事前に許可する者は除く。
- (d) 来館者及び電話の応対、郵便物の収受を行い、玄関に休館日表示を掲示する。

b 夜間勤務

- (a) 警備員室において、監視モニター（博物館及び民家園）及び機械警備警報装置等により、監視を行う。
- (b) 夜間巡回は、原則として下記の時間に行う。巡回場所については昼間と同様とする。なお、機械警備のセット中は館内の巡回は要しないが、状況に応じて、適宜巡回を実施する。

午後 6 時 午後 8 時 午後 10 時 午前 6 時

- (c) 民家園の門扉は午後 8 時に施錠し、午前 6 時に解錠する。

(ウ) 共通事項

- a 警備員は、各勤務時間終了までに警備日誌を作成し、委託者に提出する。なお、昼間勤務分については、民家園の入園者数を記載する。
- b 監視モニター（博物館及び民家園）及び目視により、来館者の挙動に細心の注意を払う。挙動不審者を発見した場合は、臨機な処置を講ずるとともに、直ちに委託者まで連絡する。
- c 清掃開始前に博物館展示室の照明を点灯する。
- d 国旗、県旗を掲揚する。ただし、雨天日は除く。
- e 駐車場の施錠開閉時に、違法駐車等の確認を行う。
- f 安全確保、環境美化の観点から、博物館及び民家園、敷地内の整理整頓に努める。
- g 夜間巡回時には不審者及び不審物、戸締まりの確認、各室の電源切り及び消灯、ガスの元栓閉め、冷蔵冷凍庫の点検を確実にを行う。

イ 施設・設備の解錠及び施錠等

(ア) 博物館

- a 正面入口の自動ドアは、午前 8 時 55 分に解錠し、午後 5 時 10 分に施錠する。同時に傘立ての出し入れを行う。
- b 管理棟入口については、通常は施錠した状態とし、必要に応じて解錠する。

(イ) 民家園（各民家）

午前 9 時に開錠し、午後 5 時に施錠する。

(ウ) センター分館

センター分館職員の登退庁時に、センター分館入口鍵の収受を行う。

(エ) 入口・駐車場等

- a 通用門は、午前 7 時に解錠し、職員退庁後に施錠する。
(休館日は午後 5 時 15 分施錠)
- b 西門・北門・駐車場トイレ・身体障がい者用トイレは、午前 8 時 45 分に開錠し、午後 6 時に施錠する。

ウ 緊急時の対応

- (ア) 不法侵入等の異常事態及び災害等の発生時には、「総合博物館における危機管理体制マニュアル」に沿って業務を行い、事態の拡大防止に努める。
- (イ) 緊急連絡先は、別途文書で通知する。

(2) 機械警備

ア 設置内容

別紙 1-②「機械警備装置設置計画書」のとおり

イ 運用方法

- (ア) 警備員室で機械警備の状況把握、防犯エリアごとの作動・解除を行う。
- (イ) 異常発報時は直ちに現場確認を行い、適切な処置を講じる。

ウ 保守管理

警報機器等の正常な作動を維持するため、定期的に保守点検を実施する。

エ 機械警備報告書の提出

防犯エリアごとの機械警備作動・解除時間及び異常の有無等を記し、毎月分を翌月 5 日までに提出する。

5 留意事項

- (1) 警備員は警備業務の重要性を自覚し、常に厳正誠実な態度で業務を行うこと。
- (2) 警備業務は、警備業法、消防法、労働安全衛生法、宮崎県総合博物館防火等管理規程、その他関係法令を遵守し、誠実、迅速かつ効率的に行うこと。特に非常時には「総合博物館における危機管理体制マニュアル」に沿って業務を行うこと。
- (3) 警備業務の実施に当たっては、次の事項を遵守すること。
 - ア 警備業務の実施中は、制服、制帽、名札を着用すること。
 - イ 勤務交代時には引継ぎを確実にし、業務に遺漏のないようにすること。
 - ウ 入退館者への対応及び電話の応対については、言語態度等に注意するとともに、円滑かつ親切丁寧に行うこと。
 - エ 警備に関する事項は、委託者に対し警備日誌により報告し、急を要する場合は、その都度、口頭により報告すること。
 - オ 警備員室には、関係者以外の者を立ち入らせないこと。
 - カ 警備員室の内外は常に清潔にし、提供物件は丁寧に扱うこと。
- (4) 警備員は、次のいずれかに該当する事実を発見したときは遅滞なく、委託者に連絡し、適正に処理すること。
 - ア 業務対象箇所の風紀若しくは秩序が乱れ、又は乱れるおそれのあるとき。
 - イ 業務対象箇所において、無断で貼紙、掲示その他これに類する行為があるとき。
 - ウ 火気を粗略に取り扱う行為があるとき。
 - エ 業務対象箇所の樹木等を傷める行為があるとき。
 - オ 業務対象箇所に塵芥を捨てる行為があるとき。
 - カ その他規則、規程及び掲示事項に違反する行為があるとき。
- (5) 警備員は、正当な手続きによらないで、危険物を所持する者、著しく酒気を帯びた者、挙動不審者その他警備を乱すおそれのある者の博物館等への立ち入りを止めさせ、委託者に連絡すること。また、速やかに委託者の示した緊急連絡体制表に基づいて関係者に連絡するとともに、委託者に警備日誌により報告すること。
- (6) 警備員は、台風接近前後及び地震発生後に、施設の安全確認を行うこと。
- (7) 業務対象箇所において拾得物を拾得し、又は拾得物の届け出があった場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (8) 施設の鍵は事前に職員の了解を得て使用し、預託された鍵の管理には十分に注意を払うこと。
- (9) 委託者が、常時警備員と連絡が取れる状態（携帯電話の常備等）にしておくこと。
- (10) 本要領に定める事項のほか、緊急事態が生じた場合には、委託者の指示に従い対応すること。

機械警備装置設置計画書

1 機械警備装置及び警報機器類の設置箇所

宮崎県総合博物館及び民家園、宮崎県埋蔵文化財センター分館（詳細については、別図参照）

2 設置内容

- (1) 防犯エリアごとに警報機器を設置する。防犯エリア区分及び設置機器類の名称、仕様及び最低限設置する数量については下記及び別図のとおりとする。

ア 防犯エリア区分

エリア名	宮崎県総合博物館	民家園等
エリア 1	管理棟（警備員室以外）	旧黒木家住宅
エリア 2	エントランスホール、情報室、自然史展示室	旧藤田家住宅
エリア 3	2 階ロビー、民俗展示室、歴史展示室	椎葉の民家
エリア 4	特別展示室	米良の民家
エリア 5	収蔵庫	県埋蔵文化財センター分館
エリア 6	機械室（地階）	—
エリア 7	警備員室	—

イ 警報機器類の名称等

名 称	仕 様	数量	別図上の記載
通報装置	防犯エリアごとの作動・解除状況の把握、警報機器の異常発報の感知を行う。	1 組	
カードスイッチ	防犯エリアごとの警報装置の作動・解除をカードで行う。	1 組	
人体感知器	人間の体温を感知し、侵入通報を行う。	30 個	
マグネットスイッチ	窓やドアの開閉の異常を感知し、異常通報を行う。	50 個	
シャッターセンサー	シャッターの開閉の異常を感知し、異常通報を行う。	1 個	
赤外線センサー	赤外線を張り巡らし、赤外線遮断時に異常を感知し、異常通報を行う。	4 組	
火災通報装置	既存の消防設備と連動させ、火災発生時に通報を行う。	1 式	

- (2) 機械警備の作動及び解除は、原則としてカード方式とする。
 (3) 火災発生等の感知については、既設の報知器から移報する装置を設置する。
 (4) 通信回線は、既存の回線を使用し、常時断線監視機能を付する。

3 留意事項

- (1) 設置等に関すること

ア 受託者は警備機器等を設置する前に配置図面を委託者に提出し承認を得ること。
 また、委託業務開始後であっても、受託者及び委託者双方の協議後により警備機器等の配置が不十分であると認められたときは、受託者は新たな警備機器等を付加する等の措置を講ずること。

イ 警備機器等の設置に要する経費は、受託者の負担とする。

ウ 委託者は、警備機器等の設置後において、警備対象物件の増、改、新築等により既設の警備機器等の移動又は変更等の必要が生じた場合は、事前に受託者に通知するものとし、当該工事費は委託者が負担するものとする。

エ 受託者は、警備機器等が正常に作動するように点検し、維持管理すること。

オ 機械警備業務を遂行する上で必要な警備機器等に係る保守及び点検等の費用は、受託者の負担とする。

カ 機械警備業務の処理に必要な警備機器及び消耗品は、受託者の負担とする。

(2) 補修に関すること

警備機器等に故障が生じた場合は受託者が直ちに修理を行うものとし、当該補修費の負担区分は次のとおりとする。

ア 保守の不備のために生じた故障、事故等については、受託者の負担とする。

イ 受託者の工事又は自然に起因する理由で故障が生じたときは、受託者の負担とする。

ウ 不法侵入者など犯罪行為による場合の破損等の損害については、受託者の負担とする。

エ 委託者の故意重大な過失によって生じた故障の場合は、委託者の負担とする。

(3) 撤去に関すること

受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに警備機器等を撤去して原形に復旧するものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

(4) その他

この設置計画書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの設置計画書に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者双方で協議の上、定めるものとする。